

「新はつらつ職場づくり宣言」 で会社を元気にしませんか？

誰もが働きがいや生きがいを感じ、はつらつと働くことができる職場づくりを目標として、労使で宣言をしてみませんか？

「新はつらつ職場づくり宣言」は、そんな労使の思いを形にする取り組みです。

働き方改革の推進に係る取り組み項目を「労使で宣言する県内事業所」であれば、どなたでも登録申請いただけます。宣言登録いただくと、「登録証と宣言書を額に入れて贈呈」します。

事業所内に掲げていただければ、働き方改革推進に向けた取り組みを契機として、皆で一つになって働くことの意識の高揚が期待できます！

▶ 宣言の流れ

手続きは簡単
です！

労使で検討。働き方改革に取り組む内容を決定し、宣言書を作成します。

使用者

① 「新はつらつ職場づくり宣言」

労働者

② 申請

登録申請書

宣言書

⑧ 登録証・宣言証贈呈

労働基準監督署
公共職業安定所

⑦ 登録証等を作成・送付

(協力団体) 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

③ 申請書等を回送

⑥ 登録の通知

岐阜労働局（雇用環境・均等室）

④ 宣言項目等の確認

⑤ 登録（岐阜労働局ホームページに企業名、宣言日、宣言書を掲載）

郵送またはFAX等により登録申請書及び宣言書を送ります



登録には、以下の条件が必要です。

- (1) 岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であること。
- (2) 宣言の内容が、本事業の目的に合致していること。
- (3) 企業等の労使が宣言内容に賛同し、双方の代表者が署名した「宣言書」(重点項目番号を記入)を添付し、登録申請書を提出すること。
- (4) 企業や事業場の情報（名称・代表者役職氏名、所在地、業種、労働者数、宣言年月日）及び「新はつらつ職場づくり宣言（働き方改革実現推進）」の内容について、岐阜労働局ホームページへの掲載に同意すること。
- (5) 岐阜労働局に配置される「働き方・休み方改善コンサルタント」によるコンサルティングの実施について、協力すること。
- (6) 宣言内容の変更に係る登録は、原則として、3年を経過した後から可能となること。
- (7) 登録決定後、公共の福祉に反するなど社会的に非難される事案等が発覚した場合は、岐阜労働局長の判断で、岐阜労働局のホームページから削除する場合があること。

▶ 宣言の要件

宣言は、以下の重点項目 **1** から **9** の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。
宣言例は、岐阜労働局のホームページに掲載しています。

- 1** 長時間労働の抑制及び過重労働の解消

2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進

3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり
- 4** 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍促進

5 仕事と家庭の両立支援対策

6 各種ハラスメントの防止対策

7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり

8 人材育成・キャリア形成のための支援

9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

1つ
以上

3つ
以上

2項目
以上

全体で5つ
以上の宣言

宣言書例

新はつらつ職場づくり宣言書

私たち、〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働組合（又は従業員代表△△△△）は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 時間外労働の削減と、疲労回復のため毎週水曜日を「ノー残業デー」とします。**1**
- 2 労働時間を適正に管理し、サービス残業を生じさせません。時間外労働・休日労働の削減に努め、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。**1 5**
- 3 誕生日、結婚記念日等を「家族感謝デー」として、年次有給休暇の取得を促進します。**2**
- 4 心の健康づくり計画を作成し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組めます。**3**
- 5 女性の管理職への登用を積極的に推進します。**4**
- 6 若者の就労支援のため、インターンシップを実施します。**4**
- 7 育児・介護と仕事の両立支援に取り組めます。また、男性の育児休業等の取得促進を進めます。**5**
- 8 コミュニケーションを大切にし、一人ひとりの人格を尊重し、パワーハラスメントのない職場を目指します。**6**

年 月 日

〇〇〇〇株式会社 労働組合
委員長 △△ △△ 印
(又は従業員代表 △△ △△ 印)

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

左の宣言書例は、上の **1** から **6** を盛り込んだ例です。

宣言書例文は岐阜労働局のホームページからダウンロードできます。

宣言書例、登録申請書もダウンロード可能です。



登録されると、下のように額入りの登録証、宣言書が授与されます。



登録するとこんなメリットが！

岐阜労働局のホームページで紹介

フォトレポート



2023年06月29日

▶ 新はつらつ職場づくり宣言の宣言証の贈呈を行いました！

1 フォトレポート一覧

岐阜労働局のホームページで登録証及び宣言書の交付の様子を写真付きで紹介します。トップページに掲載されますので、企業の知名度アップが期待できます！

求人票ではつらつ職場をPR！

求人に関する特記事項

「新はつらつ職場づくり宣言」「ぎふ健康経営宣言」「働きやすい職場認証」事業所

「求人に関する特記事項」欄に「新はつらつ職場づくり宣言」登録事業所であることを記載します。働き方改革に取り組む企業であることをPRできます。

ハローワークで宣言事業所の求人票を一覧にしたり、目立つ場所に求人を掲示して求職者にPR！



* ハローワークにより対応が異なります。管轄のハローワークにご確認ください。

ハローワークで開催するイベント（企業説明会等）に優先的に参加できます！



* ハローワークにより対応が異なります。管轄のハローワークにご確認ください。

問合せ・ご相談は **岐阜労働局雇用環境・均等室** (☎058-245-1550)

ぎふ働き方改革推進支援センターがお手伝いします！

センターに登録する社会保険労務士などの専門家が無料で皆さまを支援します！相談は無料で、個別の企業訪問も対応しています。ぜひお気軽にご相談ください。



中小企業・小規模事業者の皆様へ
職場環境の整備・社員への待遇改善は？

ぎふ働き方改革推進支援センター
が、事業主の皆様を **無料**で支援します！

悩める経営者のチカラになります！

ワン・ストップ 無料相談

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し課題解決を支援します。
ハラスメント等のセミナーもお受けします。

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働・休日労働
- ✓ 雇止め
- ✓ 36協定
- ✓ 就業規則の見直し
- ✓ ハラスメント対策
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」

ぎふ働き方改革推進支援センター
〒500-8532 岐阜県岐阜市南大井1-1-1 1F
0120-228-311 058-201-5833
058-201-5832 info@kikaku-center.com

画面は無料出張相談申込書になっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

※ 下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて
FAX(058-270-0388)をお願いします。
登録が承認されたら、「宣言証」を印刷のために岐阜県労働基準協会連合会から「宣言書」のテキストデータ(印
影は不要)の提出をメールで依頼しますので、データをメールで提供してください。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」

登録申請書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中
(FAX:058-270-0388)

当社では、登録条件を確認のうえ、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり
宣言を行いましたので、その登録を申請いたします。

年 月 日

事業場名	ふりがな		本・支社の区分	本社・本社以外 本社以外の場合 本社: 都道府県
代表者		ふりがな 氏名		
所在地	〒 ー			
業種		労働者数	名 (パート・アルバイト等含む)	
宣言年月日	年 月 日 (「宣言書」の日付と同一)			
担当者	所属・役職			
	氏名	ふりがな		
	電話			
	F A X			
	メールアドレス			
宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否			可 ・ 否	

差し支えない範囲で、お尋ねします。「新はつらつ職場づくり宣言」は何でお知りになりましたか。

・労働局の案内 ・監督署の案内 ・ハローワークの案内 ・労働基準協会連合会の案内 ・市町村の案内 ・商工会議所・商工会の案内
・業界団体の案内 ・協会けんぽの案内 ・金融機関の案内 ・リーフレット ・その他()